要配慮者情報提供事務処理要領

（趣旨）

第１条　この要領は、「災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）」（以下「法」という。）第４９条の１０第１項又は法第４９条の１４第１項の規定に基づく避難行動要支援者名簿又は個別避難計画（以下「避難行動要支援者名簿等」という。）の作成のため、法第４９条の１０第４項又は法第４９条の１４第５項の規定により、市町村長から県に対し、県が保有する要配慮者に関する情報（以下「要配慮者情報」という。）の提供の求めがあった場合の事務処理を適切かつ円滑に行うために定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領で使用する用語の定義は、法で定義する用語の例による。

（情報提供依頼書等）

第３条　保健福祉総務課長は、市町村長が要配慮者情報の提供を求めるときは、次の各号に掲げる依頼書等の提出を求めるものとする。

（１）　要配慮者情報提供依頼書（様式１）

（２）　市町村地域防災計画（避難行動要支援者名簿等の作成に関する項目を抜粋したもの）

（３）　USBメモリ（初期化（フォーマット）済みのものに限る。）

（依頼書等の受付）

第４条　保健福祉総務課長は、前条の規定による依頼書等の提出があったときは、法に定める必須事項が定められた市町村地域防災計画に基づくものであることを確認し、これを受け付けるものとする。

（市町村への情報提供）

第５条　保健福祉総務課長は、前条の規定により依頼書等を受け付けたときは、要配慮者情報を保有する関係課室長（以下「関係課室長」という。）に情報提供を依頼するものとする。

２　前項の依頼を受けた関係課室長は、速やかに依頼のあった要配慮者情報を第３条第３号のUSBメモリ（以下「ＵＳＢメモリ」という。）により提供するものとする。

（保健福祉事務所等への通知）

第６条　関係課室長は、前条第２項の規定により市町村長への情報の提供を行った場合は、保健福祉総務課長及び当該市町村を管轄する保健福祉事務所長へその旨を通知するものとする。

（USBメモリの取扱い）

第７条　市町村長は、USBメモリの情報が個人の秘密に属する内容であり、その取扱いは厳重に行い、秘密の保護に万全を期するとともに、破損及び汚損しないよう注意する必要があることから、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

（１）　USBメモリに記録した電子ファイルには、市町村長が指定する、英字（大文字、小文字）、数字及び記号の全てが混在する１０文字以上のパスワードを設定すること。

（２）　USBメモリの送付に当たっては、板目紙の様な厚い紙に挟んで固定する、緩衝材に包装するなどすること。

２　関係課室長は、要配慮者情報を記録したUSBメモリを手交により市町村長に提供しなければならない。

（協議）

第８条　この要領に定めがない事項に疑義が生じた場合は、別途協議の上定めるものとする。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２８年２月１８日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和６年２月８日から施行する。

様式１

要配慮者情報提供依頼書

　　年　　月　　日

　宮城県保健福祉部保健福祉総務課長　殿

市町村長

　　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）　第４９条の１０第４項　　の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第４９条の１４第５項

規定により、要配慮者情報の提供を受けたいので、下記のとおり依頼します。

記

１．提供を求める個人情報の内容

２．提供を求める理由

３．USBメモリに記録する電子ファイルに付するパスワード

担　当　○○市○○部○○課○○係

電　話　○○○-○○○-○○○○

メール　○○○@○○○

備考１　本様式に、下記を添付すること。

・市町村地域防災計画（避難行動要支援者名簿等の作成に関する項目を抜粋したもの ）

・USBメモリ（初期化（フォーマット）済みのもの ）

　　　２　USBメモリは、破損及び汚損などしないよう、板目紙の様な厚い紙に挟んで固定する、緩衝材に包装するなどすること。

　　　３　パスワードは、英字（大文字、小文字）、数字及び記号の全てが混在する１０文字以上のものとすること。